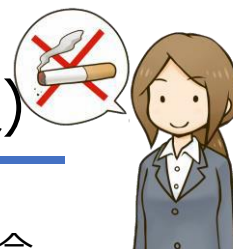




禁煙チャレンジ（禁煙外来） のながれ



名古屋鉄道健康保険組合

受診の 開始

通年募集です。申込の方には、「**チャレンジャーキット**」が届きますので
内容を確認してから受診（禁煙外来）を始めてください。

★注意★

初診はチャレンジャーキットを受け取ってすみやかに受診（禁煙外来）してください。



名鉄病院禁煙外来

（予約制）

診療日：毎週金曜 14～16 時

予約電話番号：052(551)6300

平日 15～17時におかけください

その他の医療機関

保険が適用になる禁煙外来を実施している医療機関は、
『日本禁煙学会』ホームページでご確認ください。

日本禁煙学会

検 索

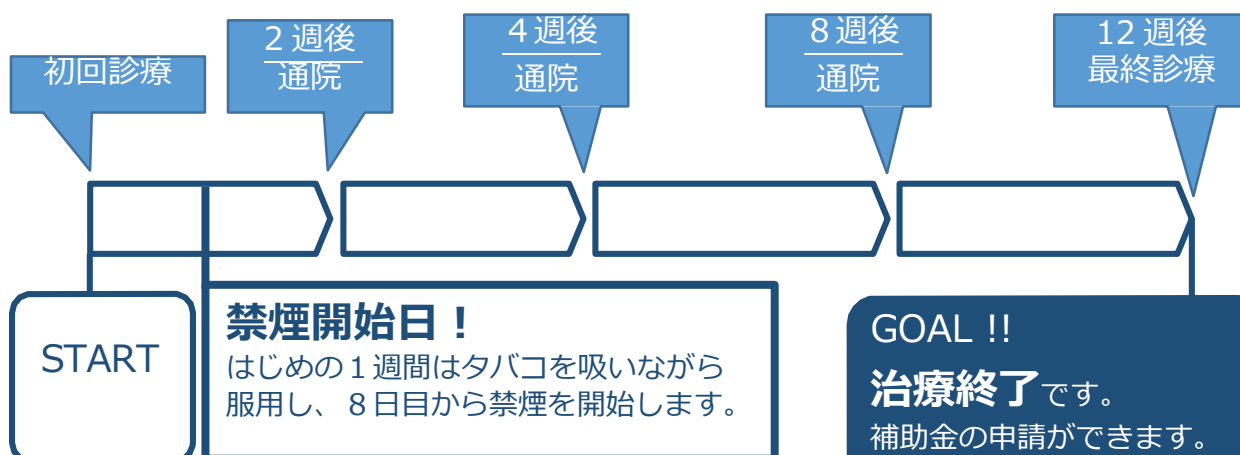
※医療機関によって、受診曜日や時間が決まっていたり、
予約が必要になる場合があります。

禁煙外来 による 治療

約3ヶ月（12週間）の間に合計5回の診察を受けながら、禁煙に取り組み
ます。※禁煙補助薬（内服薬、パッチ等）の処方と、禁煙のアドバイスが
受けられます。

禁煙治療の例

※チャンピックス（ニコチンを含まない飲み薬）の場合



※禁煙補助薬にはいくつかの種類があり、効果や副作用が異なります。主治医とよく相談のうえ、禁煙補助薬をお決めください。

GOAL !!

治療終了です。

補助金の申請ができます。
提出期限をお守りください。
（次ページに注意書きあり）

【診察回数について】

禁煙外来診察に保険が適用になるのは5回までです。

なお医師が必要と判断した場合は、診察回数が増えることもあります。

補助金の申請

禁煙外来の受診が終わりましたら、すみやかに下記書類を揃えて健保へご提出ください。

- 当健保指定の補助金支給申請書
- 医療機関の領収書原本（コピー不可）
- 医療機関の医療費明細書
- 治療終了時（申請時）アンケート

補助金申請の提出期限： 外来最終受診終了後、すみやかに！



※以下の場合、補助金は支給されませんのでご注意ください。

- ① 治療後、すみやかに補助金申請書が提出されない場合
- ② 個人の判断で受診を途中で取りやめた場合

※取りやめた理由、受診期間、回数にかかわらず、補助金は支給されません。

※取りやめた理由が「医師等の判断」の場合は、健保にお問合せください。

健保からのサポート



アンケート

1回目：初診終了後

「チャレンジャーキット」に同封の「初診後アンケート」に記入し FAX または返信用封筒でご送付ください。

2回目：外来最終受診終了後

「当選者キット」に同封の「治療終了時（申請時）アンケート」に記入し、「補助金支給申請書」と一緒に 返信用封筒でご送付ください。

3回目：禁煙開始から6ヶ月後

アンケートを配付します。ご記入の上、FAX または返信用封筒でご送付ください。

4回目：禁煙開始から1年後

健保から職場経由でアンケートを配付します。ご記入の上、FAX または返信用封筒でご送付ください。



サポート

1回目：禁煙開始から1ヶ月後

2回目：禁煙開始から4ヶ月後

3回目：禁煙開始から7ヶ月後

電話・電子メール・手紙などで、禁煙や体重のコントロールなどの情報提供やアドバイスを行います。